



®

令和2年 (2020年) 11月 6日 (金)

No. 15289 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術  
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

## 目次

☆令和2年著作権法改正について…………… (1)

# 令和2年著作権法改正について

文化庁 著作権課

著作権調査官 高藤 真人<sup>1</sup>

## 第1 はじめに

第201回通常国会に提出された「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が、令和2年6月5日に可決・成立し、同月12日に令和2年法律第48号として公布された。本法は、近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、インターネット上において違法な著作物等の流通が広がっていることや、著作物等の利用の態様が多様化していることを踏まえ、著作

権等の適切な保護を図るとともに、著作物等の利用の円滑化を図るため、必要な措置を講ずるものであり、主な改正事項は次の通りである<sup>2</sup>。

### 1 インターネット上の海賊版対策の強化

①リーチサイト対策

②侵害コンテンツのダウンロード違法化

### 2 その他の改正事項

(1) 著作物の円滑な利用を図るための措置

①写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

**みやび坂総合法律事務所**

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-5539-4836

E-mail [jun14dai@gmail.com](mailto:jun14dai@gmail.com)